

生駒市訓令甲第3号

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年6月29日

生駒市長 山下 真

生駒市情報セキュリティ対策基準等の一部を改正する訓令

(生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正)

第1条 生駒市情報セキュリティ対策基準(平成19年12月生駒市訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「中央公民館、南コミュニティセンター、北コミュニティセンター、図書会館、芸術会館」を「図書館、図書館南分館、図書館北分館」に改める。

(生駒市行政企画会議規程の一部改正)

第2条 生駒市行政企画会議規程(昭和45年11月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表市民部会の項中「課税課長」の次に「、課税課課長」を加え、同表生涯学習部会の項中「図書会館長」を「図書館長」に改める。

(生駒市行政改革推進本部設置要綱の一部改正)

第3条 生駒市行政改革推進本部設置要綱(昭和60年6月生駒市訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

別表市民部会の項中「課税課長」の次に「、課税課課長」を加え、同表生涯学習部会の項中「図書会館長」を「図書館長」に改める。

(生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱の一部改正)

第4条 生駒市男女共同参画施策推進会議設置要綱(平成7年2月生駒市規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表中「図書会館」を「図書館」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。